令和5年度 新任自治会長説明会

~自治会に対する各種補助 金·支援制度等について~

コミュニティ課

自治会等交付金制度

【対象】

- ・行政文書等の回覧又は配布
- ・環境の衛生及び美化に関する協力
- ・各種募金運動への協力

【交付金額】

世帯数(10月1日時点)×220円

交付金について

自治会等揭示板設置等補助金

【対象】

自治会等が設置する掲示板設置費及び修繕費の一部

※設置する前年度中(8月頃まで)にご要望いただく必要があります。

【補助金額】

補助対象経費の1/2

(掲示板の設置(新設・建替え)の場合、保護板のあり・なしにより補助金額の上限が異なります。)

自治会ハンドブック 9ページ参照

保護板とは



通常



雨風対策 (保護板付)

掲示板が濡れないよう、また、悪戯されないように保 護するガラス板やアクリル板のことを指します。

自治会等揭示板設置等補助金

【補助金額】

- ①掲示板を新設・建替えする場合
- ・保護板あり補助対象経費 × 1/2 (限度額5万円/基)
- ・保護板なし補助対象経費 × 1/2 (限度額3万円/基)
- ②掲示板を修繕する場合 補助対象経費 × 1/2 (限度額2万円/基)

自治会館維持管理費補助金(経常的経費)

【対象】

自治会館の維持管理に関する経常的な経費の 一部

【補助金額】

~99㎡ : 56,000円以内

100㎡~199㎡:72,000円以内

200㎡~ : 104,000円以内

※自治会館の延べ床面積に応じて算出

自治会館維持管理費補助金 (臨時的経費)

各種補助金について

【対象】

- ①大規模修繕に要する経費(20万円以上)の一部
- ②冷暖房機器設置に要する経費(5万円以上)の一部
- ※工事着工の前年度(8月頃まで)にご要望いただく必要があります。

【補助金額】

補助対象経費 × 1/3 (限度額100万円)

自治会館建設事業費補助金

【対象】

自治会が実施する自治会館建設事業に要する経費 の一部

【補助金額】

新築:補助対象経費 × 1/2 (限度額あり)

・増築:補助対象経費 × 1/2 (限度額300万)

・トイレの改造:補助対象経費 × 1/3 (汲み取り式から水洗への改造のみ対象)

コミュニティ助成事業補助金

※コミュニティ関連のみ

①一般コミュニティ助成事業

【対象】

自治会活動に直接必要な設備等の整備(建築物、消耗品は除く)に関するもの。

【助成額】100万円~250万円

- ※前年度にご要望いただく必要があります。
- ※一般社団法人である自治会は対象外です。
- ※多数の自治会から応募があった場合は抽選で2自治会に絞らせていただきます。

主催:財団法人 自治総合センター

コミュニティ助成事業補助金

※コミュニティ関連のみ

②コミュニティセンター助成事業

【対象】

集会施設の建設、整備、修繕に必要な費用の一部

【助成額】

対象事業費の5分の3以内の金額 (限度額1,500万円以内)

- ※前年度にご要望いただく必要があります。
- ※認可地縁団体のみご応募可能です。
- ※多数の自治会から応募があった場合は抽選で2自治会に絞らせていただきます。 主催:財団法人 自治総合センター 11

自治会に対する支援制度等について

自治会支援について

印刷の支援

【対象】

自治会活動に直結する印刷物 (会報、チラシ、総会資料等)

【費用】

原稿作成費用:片面1枚につき50円

印刷費用:片面1枚につき1円

【その他】

用紙は持ち込みをお願いします。

1原稿につき30枚以上 印刷には1週間程度かかります。

※年度末、年度初めは混みあうため、通常よりお時間がかかります。

自治会ハンドブック 7ページ参照

自治会加入促進リーフレットの提供

自治会支援について

【申請方法】

『自治会加入促進リーフレット印刷申込書』をコミュニティ課へ提出してください。

【その他】

印刷物は白黒での提供。 電子データ(PDF)はカラーでの提供。 印刷申し込みは30枚以上から

自治会支援について

自治会活動物品の貸出等

【提供】

回覧板

【貸出】

行事用テント 1間×1間・・・35張

2間×3間・・・10張

【非接触型体温計】

10台(1自治会あたり貸出しできるのは1台まで)

【無償貸与】

掲示板 (ボードのみ)

自治会ハンドブック 29ページ参照

市民活動災害補償保険制度(コミュニティ保険)

自治会等が行う「公益性のある活動」の際にケガを したり、主催者が賠償責任を問われた場合の補償制 度です。

※この制度の対象となっている活動や補償内容は<u>全ての事故</u> を保証するものではなく、必要最小限の補償となっています。 活動内容を考慮し、他の保険に加入するなどご検討ください。

【対象外の事例】

飲酒時・スポーツ活動・危険を伴う活動・地域清掃に おいて、動力を使用した機器(草刈り機等)を起因と したものなど

自治会運営の サポートについて

個人情報の 取り扱いについて

自治会員情報の取扱いについて

改正・個人情報保護法が平成29年5月30日 に全面施行され、<u>自治会も法律の対象</u>となりま した。

(対応例)

- ・名簿等を作成する場合、使途(自治会員に配布するため等)を明示した上で集める。
- ・転居等により脱会した会員の情報は、速やかに消去し、名簿を正確かつ最新の内容に保つ。

個人情報保護委員会 個人情報保護法相談ダイヤル 03-6457-9849

自治会館を所有して いる自治会の方へ

自治会館を所有している 自治会の方へ

自治会館の収容人数が30人以上の場合 **防火管理者の選任と消防署への届出**が 必要になります。

※30人未満の場合でも届出が必要になる場合があります。

詳細は最寄りの消防署へお問い合わせください。

自治会長感謝状贈呈制度について

表彰制度について

自治会長を<u>通算して5年以上務め</u>、地域の リーダーとして、また市と地域の架け橋とし て市政の伸展や地域住民の福祉向上に寄与い ただいた功績がある方に対し、自治会長を退 任された翌年度に<u>感謝状を贈呈</u>させていただ いております。 ご清聴ありがとうございました